

各管区警察局公安（保安）部長  
警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
各 方 面 本 部 長  
殿

警察庁丁運発第103号  
平成11年11月1日  
警察庁交通局運転免許課長

大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許を取得しようとする者に対する指導について

自動二輪免許を取得しようとする者に対する段階的取得指導については、次のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 基本的な考え方

年齢により一律に小型限定に係る普通自動二輪車免許から段階的に取得するように指導するのではなく、免許を受けようとする者のうち、体格等の事情により大型自動二輪車又は普通自動二輪車（小型限定に係らないもの）を運転することは安全の確保等の観点から問題があると認められるものに対して、個別に取得すべき免許の種類等についての指導を実施することとする。

2 指導の具体的な実施方法

個別指導は、「大型自動二輪車免許の技能試験実施に当たっての運用について」（平成11年11月1日付け警察庁丙運発第41号）により実施する技能試験の安全を確保するための措置等として実施すること。

なお、指導に従わず大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許（小型限定に係らないもの）の受験を希望する者については、これを認めること。